

# 空き家は商品です

## お持ちの空き家、有効活用しませんか？

空き家を放置すると老朽化が進み、地域住民の生活に悪影響を及ぼしさまざまな問題を引き起こす可能性があります。空き家をお持ちの方はご覧の補助事業が活用できます。ぜひご検討ください。

なお、耐震改修が必要なご自宅をお持ちの方は4ページの漫画を参考に耐震改修補助金を活用してください。▶建築課☎23-3684

### 家財を片付けたい

**内容** 空き家の仏壇や家具などの片付けに対する補助

**対象** 空き家バンク登録物件

**補助率** 1/2

**上限額** 10万円



### 空き家をリフォームしたい

**内容** 定住のための改修に対する補助

**対象** 空き家バンク登録物件

**補助率** 1/2

**上限額** 50万円



### 登記などの手続きをしたい

**内容** 空き家の売買にかかる手続き(登記など)費用の補助

**対象** 空き家バンク登録物件

**補助率** 1/2

**上限額** 10万円



### 空き家を解体したい

**内容** 解体し更地にする工事への補助

**対象** 危険な空き家、昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)着工の空き家

**補助率** 1/2

**上限額** 50万円(危険な空き家)  
20万円(旧耐震基準)

## まずは無料相談を!

ID1006507 ID1006141

本市では、7月16日(木)、8月20日(木)、9月17日(木)、10月15日(木)に田原福祉センター1階相談室で次の通り無料相談を行っています。ぜひご活用ください。

#### ◆空き家問題 行政書士無料相談会

**時間**: 午後1時30分~3時30分

**内容**: 土地利用、相続などの問題に行政書士が助言  
/相談日の3日前までに申し込み(要事前予約)

#### ◆不動産無料相談会

**時間**: 午後1時~4時

**内容**: 不動産の問題に宅地建物取引士が助言

▶建築課☎23-3684 ☎22-3811

#### ◆申込方法

電話・FAXにて(FAXの場合は氏名・住所・電話番号を明記)

※詳細は市HPをご覧ください

お問い合わせください

